

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月28日

【事業年度】 第60期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 ヒロセ電機株式会社

【英訳名】 HIROSE ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村達朗

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎五丁目5番23号

【電話番号】 03（3491）5300（代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理部長 蓮沼英夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎五丁目5番23号

【電話番号】 03（3491）5300（代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理部長 蓮沼英夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第60期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 会社の機関の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

・ 当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。